

I 子どもアシストセンターの概要

1 設置目的と性格

2 運営体制

3 相談・救済の流れ

I 子どもアシストセンターの概要

1 設置目的と性格

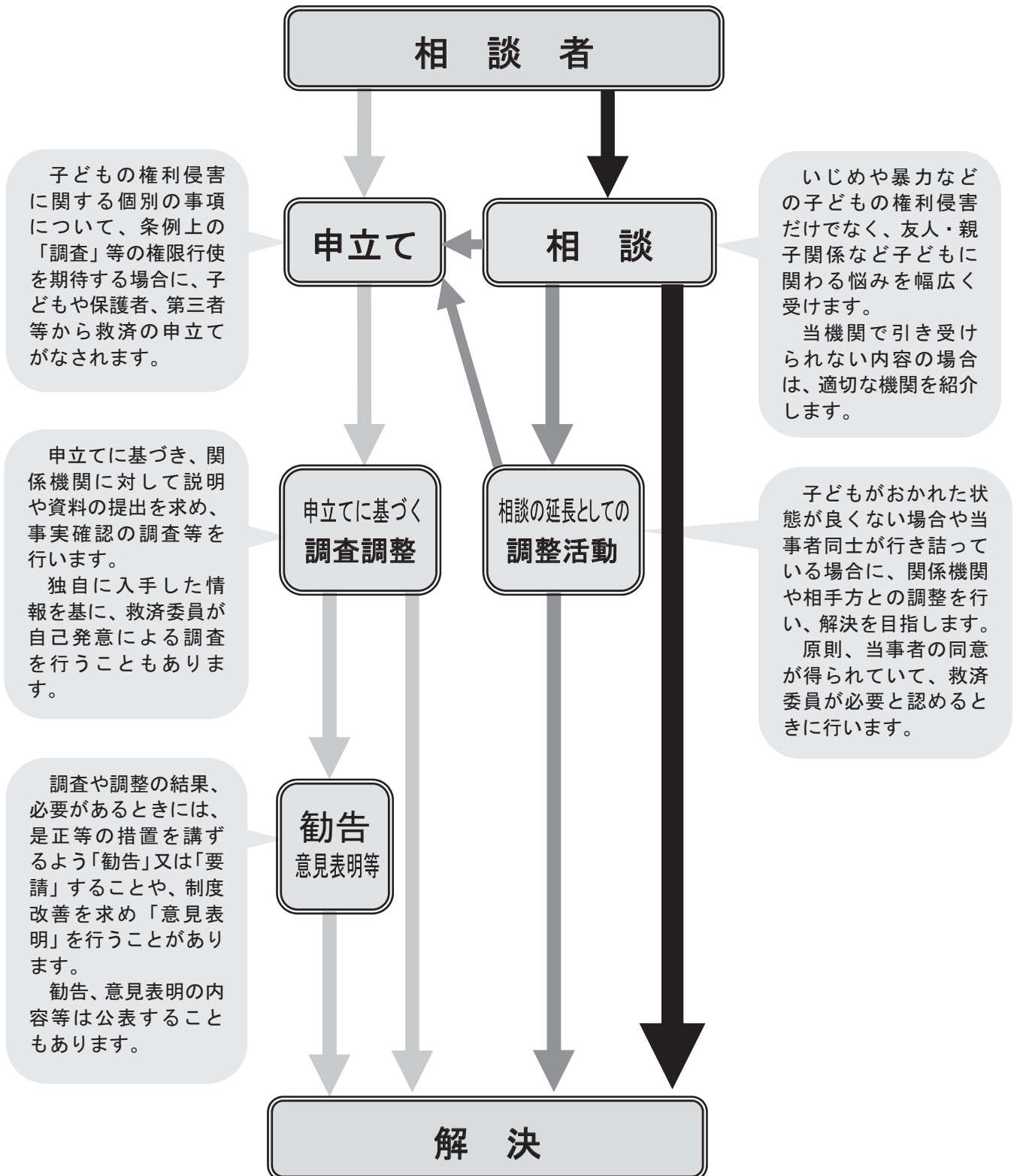
子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。「子どもやその保護者等」からの相談に応じるほか、救済の申立てや自己の発意に基づいて、調査、調整、是正措置の勧告や制度改善に向けた意見の表明を行う権限を有しています。

2 運営体制

区 分	摘 要
設 置 日	・平成21年4月1日
場 所	・中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階
組 織 体 制	・委員等 救済委員2名（大学教授・弁護士）、調査員3名、相談員7名 ・事務局 4名（事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1） ※事務局長は子ども育成部長兼務
基 本 姿 勢	・「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。 ・子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。 ・子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相談・救済の基本的対応	・相談は子どもの権利侵害のみならず、幅広く受けます。 ・救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です（救済申立ての原因となった事実のあった日から、3年を経過していないものが対象）。 ・実質的な救済を図るため、問題解決のための調整は申立ての有無に関わらず状況に応じて相談段階でも行っています。
対 象	・18歳未満の子どもが対象です（18歳又は19歳であっても、高校3年生など18歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。 ・札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所していたりする子どもは、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象）。
相 談 時 間 帯	・月～金 午前10時から午後8時まで ・土 午前10時から午後3時まで ※ 日曜・祝日、年末年始は休み
相 談 方 法	・電話（子ども専用の通話料無料電話 0120-66-3783、大人用 011-211-3783） ・電子メール（assist@city.sapporo.jp） ・面談

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでは、子どもの様々な悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合があります。



※図中の矢印は通常想定される流れを示したものであり、事案の状況や特性によって様々な流れが考えられます。